

印西市景観計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法（平成16年法律第110号）第8条に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定に関し、幅広い観点からの検討を行い、本市の良好な景観の形成に資するため、印西市景観計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査及び審議をする。

- (1) 景観計画の案の策定及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の良好な景観形成に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は16人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 印西市景観まちづくり市民懇談会の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了までの期間とする。
ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 委員が会議に出席できないときは、当該委員が指名し、かつ、委員長が認

めた者を当該委員の代理（以下「代理出席者」という。）として出席させることができる。

3 会議は、委員（代理出席者を含む。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、計画の策定の日をもってその効力を失う。